

# 香港のサステナビリティ開示・保証の規制動向 (2024年12月)

香港政府、サステナビリティ開示に関するロードマップを発表

2024年12月12日

香港公認会計士協会 (HKICPA) は、ISSB基準と完全に整合 (fully aligned) する香港のサステナビリティ開示基準を発表しました。サステナビリティ開示義務化の実施に関する詳細を定めた、香港特別行政区政府によるロードマップの公表に続くものとなっています。

2024年9月に開始されたパブリックコンサルテーションを受けて、HKICPAは、HKFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する一般要求事項」とHKFRS S2号「気候関連開示」を公表しました。本基準はIFRS S1号およびIFRS S2号と完全に整合しており、2025年8月1日に発効します。

本基準が公表される少し前に、香港政府はサステナビリティ開示の要求事項を実施するためのロードマップを発行しました。ロードマップの重要なポイントは次のとおりです。

- メインボード上場企業は、2025年1月1日からIFRS S2号 (ISSBにより発行) をモデルとする新しい気候関連開示要求事項に基づき、「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式で報告する必要があります。
- 大型上場企業は2026年1月1日以降、IFRS S2号をモデルとする新しい気候関連要求事項に基づき、全ての気候関連開示の提供が求められます。
- HKFRS S1号およびHKFRS S2号に従った報告の義務化について、2027年にパブリックコンサルテーションが実施されます。これらの基準は、2028年1月1日以降に開始する会計年度から大型上場企業に適用される予定です。
- 関連金融規制当局は、香港で大きな割合を占める非上場金融機関に対し、2028年までにHKFRS S1号およびHKFRS S2号を適用するよう求める予定です。
- 国際基準を念頭に置いたサステナビリティ保証の枠組みが開発される予定です。

詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

- [HKFRS S1](#) : HKFRS S1号 (HKIPAのウェブサイト)
- [HKFRS S2](#) : HKFRS S2号 (HKIPAのウェブサイト)
- [Infographic](#) : 基準に関する説明文書 (Explanatory memorandum)、よくある質問 (FAQs)、ウェビナー (live webinar)、基準導入に関するサポートプラットフォームを含めたインフォグラフィック (HKIPAのウェブサイト)
- [Press release](#) : ロードマップへのリンク (香港政府のウェブサイト)

原文 (英語) : [Hong Kong sustainability disclosure standards and roadmap published](#)

※本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

関連記事 (日本語) :

- [香港のサステナビリティ開示・保証の規制動向 \(2024年9月\) | 会計監査 | デロイト トーマツ グループ | Deloitte](#)
- [香港のサステナビリティ開示・保証の規制動向 \(2024年4月\) | 会計監査 | デロイト トーマツ グループ | Deloitte](#)

## サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

### 有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<https://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

デロイトアジアパシフィックリミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイトアジアパシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に關係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>